

令和 8 年度高知市国保特定健康診査受診勧奨業務
公募型プロポーザル募集要領

1 公募型プロポーザル実施の目的

この要領に定める公募型プロポーザルは、令和 8 年度高知市国保特定健康診査受診勧奨業務について、広く民間事業者から企画提案書を募集し、最も受診率向上効果が期待できる事業実施候補者を公平かつ適切に選定することを目的とする。

2 業務概要

(1) 事業名

令和 8 年度高知市国保特定健康診査受診勧奨業務

(2) 契約期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(3) 予算限度額

13,123,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

(4) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

※契約に当たっては、企画提案書の内容も含め、改めて協議の上、仕様書を定める。

事業評価に基づき、契約金額内で事業計画（仕様書）の変更をすることがある。また契約期間中に、国民健康保険保険者努力支援交付金の交付基準等が変更された場合、仕様書を変更することがある。

3 参加資格要件

公告日から契約相手方の候補者決定までの間において、次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号の規定に該当しない者
- (2) 高知市競争入札指名停止措置要綱（平成 6 年 7 月 1 日制定）（以下「本市指名停止要綱」という。）の規定による指名停止又は指名回避の措置を受けている期間が存在しない者
- (3) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第 1 項若しくは第 19 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく破産手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても、民事再生法の規定に基づく再生計画認可の決定又は会社更生法の規定に基づく更生計画認可の決定を受けた者については、当該再生手続開始又は更生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
- (4) 代表者又は役員等が、高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成 23 年規則第 28 号）第 4 条各号のいずれにも該当しない者

- (5) 令和6・7年度物件等競争入札参加有資格を有する者
- (6) 過去5年以内に、診療報酬明細書（レセプト）の分析を行う主旨が仕様に含まれる委託契約において、社会保険事業団体又は官公庁での受託実績がある者
- (7) 保健医療福祉分野のプライバシーマーク付与事業者であり、かつレセプト等データを取り扱う事業所、部署又は施設が、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）認証を取得していること。
- (8) 募集要領4に示す「募集要領に関する説明会」に参加すること。

4 募集要領に関する説明会 ※説明会への参加が参加資格要件の一つとなっています。

(1) 開催日時

令和8年5月19日（火） 午後2時～2時30分

(2) 開催方法

オンライン（Zoom）

(3) 参加申込方法等

令和8年5月15日（金）正午までに、高知市保険医療課（※）へEメールで申し込むこと。その際の件名は「5月19日説明会参加申込」とし、説明会参加申込書（様式第1号）をEメールに添付すること。Eメール送信後、保険医療課（※）へ到着確認の電話をすること。

会議参加に必要なID、パスワードを本市から申込のメールアドレスに返信する。令和8年5月18日（月）正午までにEメールが届かない場合は、保険医療課へ電話をすること。

※ 保険医療課メールアドレス、電話番号は、募集要領12「問合せ先・書類提出先等」参照

5 募集要領に関する質問の受付・回答等

(1) 提出期限

令和8年5月21日（木） 正午必着

(2) 提出先

募集要領12「問合せ先・書類提出先等」のとおり。

(3) 提出方法

持参（午前8時30分から午後5時15分（最終日は正午）までとする。）、ファックス又はEメールにより行うこと。電話及び口頭による質疑は受け付けない（ファックス、Eメールによる場合は、必ず電話により着信を確認すること。）。

(4) 提出様式

質疑書（様式第2号）

(5) 回答

質問の内容及び回答を令和8年5月22日（金）午後5時15分までに、保険医療課ホームページ（<https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/25/>）に掲載する。

6 参加意向申出書等の提出及び資格審査

プロポーザルに参加意向のある場合は、次のとおり資料を提出すること。

(1) 参加意向申出に係る提出書類

① 参加意向申出書（様式第3号）

② 個人情報の保護に関する書類

プライバシーマーク取得及びI SMS認証の事実を確認できる書類の写し。

③ 受託実績に関する書類

過去5年以内に社会保険事業団体又は官公庁から受託した、診療報酬明細書（レセプト）の分析を行う主旨が仕様に含まれる委託契約の契約書の写し1件分。

(2) 提出期限

令和8年5月27日（水）正午までとする。郵送の場合は、令和8年5月27日（水）必着とする。

(3) 提出先

募集要領12「問合せ先・書類提出先等」のとおり。

(4) 提出方法

持参（土曜日、日曜日を除く日の午前8時30分から午後5時15分（最終日は正午）までとする。）又は郵送により行うこと（郵送の場合は配達記録が残りがつ対面受け取り可能な方法により提出すること。）。

(5) 資格審査

参加意向申出書の提出があった者について、参加資格を満たしているか確認し参加資格確認結果通知書を送付する。なお、失格となった者は、通知を受けた日の翌日から起算して7日以内にその理由について説明を求めることができる。

7 企画提案書等の提出等

参加資格確認結果通知により参加資格を有すると認められた者は、以下の書類を提出すること。

(1) 提出書類

① 会社概要

② 企画提案書表紙（様式第4号）

③ 事業実施計画（様式第5号）

説明会の内容や参考データ、第3期高知市データヘルス計画・第4期高知市特定健康診査等実施計画（いずれも本市ホームページ掲載）を参照し、事業実施計画を作成すること。

④ 業務実績調書（様式第6号）

⑤ 経費参考見積書（様式第7号）

⑥ 情報非公開希望申立書（様式第8号）

高知市行政情報公開条例（平成12年条例第68号）に基づく情報公開請求があった場

合、公開することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の権利、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認めるに足りる合理的な理由があるもの（条例第9条第1項第3号）に該当する部分が提案内容にある場合は必要事項を記入し提出すること。また非公開を希望する部分がない場合でも、「該当なし」と記載し、当該申立書は必ず提出すること。

ただし、非公開の申出があった部分であっても、合理的な理由がないと判断する場合や公開することが公益上必要であると認める場合などは、公開することがある。

⑦ 補足資料

具体的な事業実施計画の補足として、過去の受託業務の成果品等を添付することは可能。ただし、どの項目の補足資料か明記すること。

(2) 提出部数

9部

(3) 提出期限

令和8年6月16日（火）正午までとする。郵送の場合は、令和8年6月16日（火）必着とする。

(4) 提出先

募集要領12「問合せ先・書類の提出先等」のとおり。

(5) 提出方法

持参（土曜日、日曜日を除く日の午前8時30分から午後5時15分（最終日は正午）までとする。）又は郵送により行うこと（郵送の場合は、配達記録が残りがかつ対面受け取り可能な郵送等により提出すること。）。

8 審査及び評価基準

(1) 審査主体

プロポーザル方式により提案の選考を厳正かつ公平に行うため、市職員で構成される高知市国保特定健康診査受診勧奨業務プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）にて審査を行う。

(2) プレゼンテーション等の実施

企画提案書を提出した者に対して、選定委員会において企画提案書のプレゼンテーション及び質疑応答を令和8年7月9日（木）に予定している。説明時間は20分以内、プレゼンテーションでは提出した企画提案書のみを使用し、それ以外の資料や器材等は認めない。また、プレゼンテーションは原則として業務統括責任者が実施すること。

(3) 候補者の決定

(4)の審査項目等により、提出された書類及びプレゼンテーションの実施結果を受けて、審査の合計得点が最も高い者を候補者とする。ただし、最低基準点（総得点が満点の60%）未満の者は候補者としなない。また、審査の結果、最高点数の者が2者以上ある場合は、経費見積額が安価な者を候補者とする。審査の最高点数の者が2者以上あり、経費見積額が同額の場合は、くじにより決定する。

(4) 審査項目等

審査項目	審査の視点	配点
事業実施計画	①特定健診未受診者の行動特性や課題が明らかになるよう、分析方法を工夫しているか。	80
	②勸奨対象者の選定方法について、受診率向上が期待できる提案となっているか。	80
	③勸奨通知のデザインや通知内容等について、受診率向上が期待できる提案となっているか。	80
	④①～③を含め、事業者ならではの強みを生かした提案内容となっているか。	80
業務実績	受託者の業務運営の実績は十分か（受託件数、受診率向上の実績等）。	15
経費見積書	適正な価格設定であるか。	5
市内加点	高知市内に本店、支店、営業所等があるか。	10
合計		350

(5) 審査結果通知及び公表

審査終了後、全提案者に書面により通知する。また、各提案者の評価項目ごとの評価点数を公表する（候補者に決定されなかった者については、会社名を除く。）。

(6) その他

- ① 候補者が契約を締結しない場合は最低基準点以上で、かつ、次に得点の高い次点者から順次、契約交渉を行い、合意に達した業者と契約を締結する。
- ② 次のいずれかに該当することが明らかになったときは、失格となることがある。
 - ・参加資格要件を満たさなくなったとき。
 - ・提出書類に虚偽の記載をしたとき。
 - ・提出書類に不備があった、又は指示した事項に違反したとき。
 - ・選定委員会の委員、市職員又は当該プロポーザル関係者に対して、不正な接触の事実が認められたとき。
- ③ 契約相手方の候補者決定から契約締結日までの間において、次に該当したときは、契約候補の決定を取り消し、契約を締結しないことがある。
 - ・参加資格要件を満たさなくなったとき。
 - ・本市指名停止要綱の対象となる事案に該当したとき。

9 選定スケジュール（予定）

- | | |
|-------------|--------------|
| (1) 公告 | 令和8年5月12日（火） |
| (2) 説明会 | 令和8年5月19日（火） |
| (3) 質問の提出期限 | 令和8年5月21日（木） |

- | | |
|---------------------------------|--------------|
| (4) 参加意向申出書提出期限 | 令和8年5月27日(水) |
| (5) 参加資格確認結果通知発送 | 令和8年6月5日(金) |
| (6) 企画提案書等提出期限 | 令和8年6月16日(火) |
| (7) 事業者面接(プレゼンテーション)
及び評価・審査 | 令和8年7月9日(木) |
| (8) 候補者決定通知発送 | 令和8年7月13日(月) |
| (9) 契約締結 | 令和8年8月上旬 |

10 契約に関する事項

選定された候補者と具体的な事業内容を協議した上で、当該業務の仕様書に基づく見積書を徴収し、随意契約の方法により委託契約を締結する。

11 その他留意事項

- (1) 提案等に係る費用は、すべて提案者の負担とする。
- (2) 提出された提案書等は返却しない。
- (3) 提出期限以降における提案書類等の差し替え及び再提出は認めない。
- (4) 契約締結後、業務概要、契約相手方の名称及び所在地、契約締結日、契約金額、提案者の順位及び得点(受託者以外の提案者の名称は公表しない。)、その他必要な事項を公表する。
- (5) 当該委託業務は本市保有個人情報取扱業務であり、『別記「個人情報取扱特記事項」』を遵守すること。(※『別記「個人情報取扱特記事項」』: 高知市広聴広報課ホームページ参照)

12 問合せ先・書類の提出先等

〒780-8571

高知市本町五丁目1番45号 高知市役所 保険医療課 保健事業担当
(本庁舎1階106番窓口)

Tel : 088-856-9582

Fax : 088-823-9371

E-mail : kc-110400@city.kochi.lg.jp

仕様書

1 件名

令和8年度高知市国保特定健康診査受診勧奨業務

2 委託期間

契約締結日～令和9年3月31日

3 事業目標

特定健診受診率60%以上

4 業務内容

(1) データ分析及び事業実施計画の作成

本市が提供するデータ等から特定健診受診率向上に向けた現状、課題分析を行い、本市と協議の上、以下の(2)(3)の具体的な内容等を記載した令和8年度の事業計画を作成し納品する。なお、事業実施に必要なデータについては、本市と受託者が協議の上、決定する。

(2) 受診勧奨対象者リストの作成

特定健診対象者を過去の特定健診受診歴、医療機関受診歴等に基づいて分類し、受診勧奨の優先順位を明確にして、(3)のはがき通知及び本市が実施するSMS通知による受診勧奨の対象者リストをそれぞれ作成し、納品する。

(3) はがき通知による勧奨の実施

① 予定数量

50,000通を上限とする。

② 実施時期及び回数

本市と協議の上、決定する。

③ 通知内容

対象者の分類に応じた内容とし、マーケティングや行動科学、行動経済学等の根拠に基づいた手法を用いる。

④ 通知様式

圧着はがき、カラー印刷とする。

⑤ 通知内容の校正

通知物の印刷内容に関して事前に3回程度校正を行い、本市の要望による修正を行う。

⑥ 送付対象者の最終決定

本市が提供する既受診者等の除外データを基に送付対象者を決定する。

⑦ 宛名の印字

本市が提供する情報を基に、送付対象者の郵便番号、住所、宛名を圧着はがきに印刷する。

⑧サンプルの納品

通知サンプル各 10 部を納品する。

⑨送付対象者への発送

受託者より送付対象者へはがき通知を発送する。

(4) 事業評価

本市の要請に応じて随時（契約期間中 2 回程度）勸奨後の受診状況等を集計、分析、報告する。

(5) 事業報告書の作成

事業実施状況及び評価等から、事業報告書を作成し納品する。

5 実施体制

受託者は、業務統括責任者を置き、常時本市と連絡を取れる体制をとること。

6 個人情報の取扱いについて

受託者は、業務の履行に当たって作業の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況（以下「管理体制等」という。）について、定期及び随時に、点検を実施し、本市に報告すること。また、本市は管理体制等について検査を行うものとし、受託者は、その検査に先立ち 2 月に高知市個人情報取扱委託業務に関する個人情報取扱状況報告書（様式第 1 号）又は個人情報の取扱状況等を報告する書面（以下「取扱状況報告書等」という。）を本市に提出すること。

なお、受託者による点検実施後の報告については、検査前に本市に提出する取扱状況報告書等により代えることができる。その他、個人情報保護制度については、高知市広聴広報課ホームページを参照すること。

7 留意事項

- ・実施についての詳細な内容については本市と協議すること。
- ・業務遂行に当たって疑義が生じたときは、本市の指示を受けること。
- ・受託者は、原則、業務を第三者に再委託をしてはならない。ただし、あらかじめ書面により本市の承諾を得た場合は、この限りでない。この場合、再委託の金額が契約締結金額の 2 分の 1 未満であることを示すこと。
- ・契約期間中に、国民健康保険保険者努力支援交付金の交付基準等が変更された場合、仕様を変更することがある。